

障害者基本計画(第4次)の各論(各施策分野)の
審議方法について(イメージ)

○主な関係省庁等からの説明 【10~15分程度】

＜想定される説明事項(例)＞

- ・各分野における「基本的考え方」[内閣府]
- ・計画案で示した主な施策等の概要、方向性、考え方等 [関係省庁]
- ・計画案で示した主な成果目標等の概要、方向性、考え方等 [関係省庁]



○「施策等」に関する審議 【20~40分程度】

＜想定される審議事項(例)＞

- ・示された施策等の内容は、妥当といえるか
(特に、総論の「各分野に共通する横断的視点」に即した内容といえるか)
- ・他に盛り込むべき施策等はないか



○「成果目標等」に関する審議 【10~20分程度】

＜想定される審議事項(例)＞

- ・示された成果目標等の水準は、妥当といえるか
- ・示された成果目標等が用いる指標は、妥当といえるか
- ・他に盛り込むべき成果目標等はないか
- ・施策の目的と各成果目標等に適切な因果関係が認められるか
(示されたロジックモデルは妥当といえるか)
- ・その他、適切なPDCA実施の観点から課題はないか

※その場で回答できなかった指摘事項等については、必要に応じ、直近の障害者政策委員会の冒頭で、担当省庁から回答を行うこととする(具体的な取扱いは、委員長の意向も踏まえつつ、事務局において整理する。)